

平成 26 年度琉球大学法科大学院
A 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子

1

憲法 [全 540 点中 100 点]

平成 25 年 8 月 31 日 (土曜日)
10 時 00 分 ~ 11 時 00 分 (60 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部のほかに、解答用紙 5 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名のうち、「憲法」の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので、手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題（100点）

次の【事例】を読んで、〔設問〕に答えなさい。

【事例】

P県の県立近代美術館は、アーティストAの作品4点を購入し、一般展示をするとともに、この作品を収録した図録を制作して収蔵した。Aの作品はコラージュという手法をつかった連作版画（昭和天皇と女性の裸像を組み合わせたもの）の現代アートである。

この美術館が収蔵したAの作品について、県議会において県議が不快である旨を発言し、知事が陳謝する事態が生じた。また、ある団体がAの作品を不敬だとして美術館に抗議文書を送付し、図録の破棄と館長の辞任を求める街宣活動をはじめた。そこで、美術館は抗議対象となったAの作品の一般展示をとりやめたいうえで、図録を非売品とした。

こうした美術館の対応を不当だと考えた住民Bら（35名）が作品鑑賞を希望して、県立近代美術館条例に基づく特別観覧を申請したところ、教育委員会はBらの特別観覧許可申請を不許可とした。結果的に、美術館は7年間にわたって作品を非公開とした後に作品を売却し、図録も焼却するに至った。

以上の経緯に関わって、AとBらはP県に対して（国家賠償法1条に基づいて）損害賠償を請求しようと考えた。

〔設問〕

AとBらのそれぞれの立場から、憲法上どのような主張が考えられるかを説明しなさい。また、それぞれの主張について、反論も想定しながら私見を展開しなさい。

《参照法令》

【県立近代美術館条例】（抄）

（設置）

第2条 県民の美術に関する知識の普及および教養の向上に資するために近代美術館を設置する。

（事業）

第4条 美術館は次の各号に掲げる事業を行う。

- ①美術品および美術に関する図書、文献、模写、模造、写真、フィルム等の資料を収集し、保管し、および展示することならびに美術資料を利用させること。
- ②美術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。
- ③美術品および美術資料に関する専門的な調査研究を行うこと。
- ④美術に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、および頒布すること。
- ⑤前各号に掲げるもののほか、県民の美術に関する知識の普及および教養の向上に資するために必要な事業。

(特別観覧)

第10条 美術館に展示し、または保管している美術品について学術研究等のために模写、模造、撮影等をしようとする者は教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可には、美術品の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
- 3 第1項の許可を受けた者は、1回1点につき4,000円を限度として知事が定める特別観覧料を納めなければならない。

【地方自治法】 (抄)

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

以 上

平成 26 年度琉球大学法科大学院
A 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 2

民事訴訟法 [全 540 点中 40 点]

平成 25 年 8 月 31 日 (土曜日)
11 時 20 分 ~ 12 時 00 分 (40 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部のほかに、解答用紙 4 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名のうち、「民事訴訟法」の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので、手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題（40点）

次の【事例】を読み，【設問1】および【設問2】に答えなさい。各設問は，独立した問である。

【事例】

XのYに対する貸金返還請求訴訟において，Yは，「金銭は受け取ったが，Xに対する売買代金として受領した。」と陳述した。

【設問1】（20点）

その後，Yは，「Xから金銭を受け取った事実はない。」と主張できるか。

【設問2】（20点）

証拠調べの結果に基づき，裁判所は，「Xが受領した金銭は，売買代金としてではなく，YのXに対する立替金の弁済として受領した。」と認定できるか。

以 上

平成 26 年度琉球大学法科大学院
A 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子

3

民法 [全 540 点中 180 点]

平成 25 年 8 月 31 日 (土曜日)
13 時 00 分 ~ 14 時 40 分 (100 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部のほかに、解答用紙 8 枚、下書用紙 2 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名のうち、「民法」の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので、手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題 1 (2頁), 問題 2 (3頁~) のいずれにも解答すること。

問題 1 (90 点)

次の〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。

〔設問 1〕 (40 点)

平成 10 年当時, A は甲土地を所有していた。同年 5 月, Y は A から甲土地を借りて A の承諾を得た上で甲土地上に乙建物を建築した。平成 25 年 1 月, A は甲土地を X に売却した。X は, Y に対し, 乙建物を収去した上で甲土地の明け渡しを求めたいと考えている。

X が Y に対して建物収去土地明け渡しを求めることができるか理由を付して答えなさい。

〔設問 2〕 (50 点)

丙土地は C が所有していたところ, 平成 5 年 3 月, Y は丙土地が放置されていることをいいことに C に無断で丙土地上に丁建物を建築し自己名義 (Y 名義) で保存登記を行った。平成 20 年 1 月, Y は丁建物を E に譲渡したが, 建物名義は Y ままとなっている。平成 25 年 2 月, X は売買により丙土地の所有権を取得した。

X が Y に対して, 平成 25 年 7 月, 丁建物を収去した上で丙土地の明け渡しを求めて訴えを提起した場合, Y としてはどのような反論が考えられるか, そしてその Y の反論は認められるか法的問題を検討しつつ論じなさい。

また, 上記の場合において, 丁建物が Y ではなく Y の妻 F 名義で保存登記されていたとして (同じく平成 20 年 1 月, E が Y より売買により丁建物の所有権を取得), X が F を相手に訴えを提起した場合はどうか。

問題 2 (90 点)

次の【事例】を読んで、【設問 1】ないし【設問 3】に答えなさい。

【事例】

Aは、平成 20 年 7 月 1 日の深夜、車を運転し、信号機のない交差点を南方から北方に向け通過しようとしたところ、同じ時刻に西方から東方に通過しようとしていた X 運転車両の側面に自車を衝突させてしまった(以下「本件交通事故」という)。Xは、本件交通事故により、頭部に傷害を負った。

事故後、Xは、医療法人 Y が経営する病院に搬送され、担当医師である B が X を診察した。Bは、Xが頭部に打撃を受けた事実を認識していたにも関わらず MR I 検査や CT 検査など必要な検査をせず、簡単な問診をしたのみで X を帰宅させた。

帰宅後 X は自宅で静養していたが、深夜になり様態が急変し病院に搬送された。診察の結果、Xは事故の衝撃により脳内出血を起こしていることが判明し、病院で治療を受けたが治療の遅れにより重篤な後遺症を負うことになった。Xの症状は事故後 1 年(平成 21 年 7 月)で固定しており、専門医より将来にわたり後遺症が残るとの診断が下されている。

また、後日調査の結果以下の事実が判明している。

- ① 事故後搬送された Y 病院にて X を診察した際、B が必要な検査を実施していれば脳内で出血を起こしていることが発見でき、X が後遺症を負うことはなかったこと
- ② 本件交通事故における A と X の過失割合は 6 : 4 であること
- ③ X の後遺症に対する寄与度は本件交通事故と医療事故それぞれ 5 割程度であること
- ④ X の受けた損害額は 1 億 2000 万円であること

以上の事実関係の下で、Xは、Yのみを被告として、1 億 2000 万円の損害賠償の支払いを求める訴えを提起した。

【設問 1】 (45 点)

X から 1 億 2000 万円の請求を受けた Y は、X に対し、どの範囲で支払義務を負うか。① Y は直接の行為者ではなく B の使用者であること、② X の後遺症に対する医療事故の寄与度は 5 割であること、③ 本件交通事故において X に 4 割の過失があることを踏まえつつ論じなさい。

〔設問2〕 (30点)

Xから請求を受けたYは、平成22年7月、損害賠償として1億2000万円を支払った。この場合、Yは、Aに対し、Xの後遺症に対する本件交通事故の寄与度が5割であることを理由に、6000万円を求償することができるか。

〔設問3〕 (15点)

Xから請求を受けたYは、平成22年7月、損害賠償として1億2000万円を支払った。この場合、Yは、AではなくBに対し、1億2000万円全額を求償することができるか。

以上

平成 26 年度琉球大学法科大学院
A 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子

4

商法 [全 540 点中 60 点]

平成 25 年 8 月 31 日 (土曜日)
15 時 20 分 ~ 16 時 00 分 (40 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部のほかに、解答用紙 4 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名のうち、「商法」の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので、手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題 (60 点)

次の【事例】につき、【設問】に答えなさい。

【事例】

A株式会社は、東京証券取引所第一部に上場しており、また金融商品取引業を営みその分野においては我が国最大手である。東京証券取引所第一部に上場しているB株式会社はA社の大口顧客であり、A社はB社の資金運用や証券発行に際して多額の手数料を得ていた。しかし、A社がB社のために行った証券取引による資産運用は思わしくなく、株式市況の急激な悪化等により生じた損失額は1億8,000万円となっていた。

A社内において、代表取締役であるY1および取締役のY2～Y5らによって検討された結果、今後のB社との関係を維持するためには、損失補填を必要とする結論に至った（当時は、金融商品取引法において損失補填を禁止する規定はなかった）。その1ヶ月後、取締役会において損失補填の件が決議され、A社はB社に対し1億8,000万円の損失を補填した。

Yらは本件損失補填が法令に違反するものでないかどうかについて重大な関心を有していたものの、独占禁止法に違反することを認識していなかった。また、公正取引委員会においても損失補填が独占禁止法に違反するとの見解を示しておらず、公正取引委員会が本件損失補填を含む一連の損失補填が不公正な取引方法に該当し独占禁止法に違反するとする勧告を行ったのはその損失補填が行われた2年後であった。

【設問】

A社の株主であるXは、Yらに対し、損失補填によってA社に損害を与えたとして、会社法423条に基づき1億8,000万円の支払いを求める株主代表訴訟を提起した。Xらの請求が認められるかにつき、損失補填は独占禁止法違反と認定されていることを前提に論じなさい。

以 上

平成 26 年度琉球大学法科大学院
A 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 5

選択（行政法・刑事訴訟法） [全 540 点中 60 点]

平成 25 年 8 月 31 日（土曜日）
16 時 20 分～17 時 00 分（40 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部のほかに、解答用紙 4 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名のうち、「行政法」または「刑事訴訟法」のいずれか一方の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 提出する解答用紙は「行政法」または「刑事訴訟法」のいずれかの答案に限ります。両方の答案を提出した場合は、いずれも採点しないので注意して下さい。
- 6 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので、手をあげてください。
- 7 黒色または青色であれば筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 8 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 9 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 10 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

次のⅠまたはⅡのいずれか一方の問題を選んで解答すること。

I 行政法 (60 点)

問題

次の〔設問〕に答えなさい。なお、解答に際しては、後掲の《判例資料》を参考にしてもよい。

〔設問〕

いったん策定された計画の事後的変更の場合に、その計画の実現を信頼した私人の損害の補填を根拠づける法律構成としていかなるものが考えられるか。考え得る限り全てを挙げて説明しなさい。

《判例資料》 最判昭和 56 年 1 月 27 日 (宜野座村工場誘致政策変更事件)

■事実

沖縄県宜野座村 (Y) は、昭和 46 年、村議会の議決を経て村有地の一部を工場用地として譲渡することを含む工場誘致政策を決定し、当時の村長 A は会社 X の進出に全面的に協力する旨を言明した。その後 A は、X の進出のためのいくつかの協力的な措置をとり、X も村有地耕作者への補償料の支払い、機械設備の発注および敷地の整備などを完了した。ところが、その後村長選挙が行われ、工場進出に反対する住民に支援された新村長 B が昭和 48 年 1 月に就任した。B は、X が提出した工場建物の建築確認申請につき、住民が反対であることを理由として、不同意であることを X に通知した。X は、Y の非協力により工場の建物・操業が不可能になったとして、民法 709 条に基づく損害賠償を求めて出訴した。第 1 審・第 2 審とも X の請求を棄却したため、X が上告した。

■判旨

「地方公共団体の施策を住民の意思に基づいて行うべきものとするいわゆる住民自治の原則は地方公共団体の組織及び運営に関する基本原則であり、また、地方公共団体のような行政主体が一定内容の将来にわたって継続すべき施策を決定した場合でも、右施策が社会情勢の変動等に伴って変更されることがあることはもとより当然であって、地方公共団体は原則として右決定に拘束されるものではない。しかし、右決定が、単に一定内容の継続的な施策を定めるにとどまらず、特定の者に対して右施策に適合する特定内容の活動をするを促す個別的、具体的な勧告ないし勧誘を伴うものであり、かつ、その活動が相当長期にわたる当該施策の継続を前提としてはじめてこれに投入する資金又は労力に

相応する効果を生じうる性質のものである場合には、右特定の者は、右施策が右活動の基盤として維持されるものと信頼し、これを前提として右の活動ないしその準備活動に入るのが通常である。このような状況のもとでは、たとえ右勧告ないし勧誘に基づいてその者と当該地方公共団体との間に右施策の維持を内容とする契約が締結されたものとは認められない場合であっても、右のように密接な交渉を持つに至った当事者間の関係を規律すべき信義衡平の原則に照らし、その施策の変更にあたってはかかる信頼に対して法的保護が与えられなければならないというべきである。すなわち、右施策が変更されることにより、前記の勧告等に動機づけられて前記のような活動に入った者がその信頼に反して所期の活動を妨げられ、社会観念上看過することのできない程度の積極的損害を被る場合に、地方公共団体において右損害を補償するなどの代償的措置を講ずることなく施策を変更することは、それがやむをえない客観的事情によるものでない限り、当事者間に形成された信頼関係を不当に破壊するものとして違法性を帯び、地方公共団体の不法行為責任を生ぜしめるものといわなければならない。そして、前記住民自治の原則も、地方公共団体が住民の意思に基づいて行動する場合にはその行動になんらの法的責任も伴わないということの意味するものではないから、地方公共団体の施策決定の基盤をなす政治情勢の変化をもってただちに前記のやむをえない客観的事情にあたるものとし、前記のような相手方の信頼を保護しないことが許されるものと解すべきではない。

これを本件についてみるのに、前記事実関係に照らせば、前村長Aは、村議会の賛成のもとに上告人に対し本件工場建設に全面的に協力することを言明したのみならず、その後退任までの2年近くの間終始一貫して本件工場の建設を促し、これに積極的に協力していたものであり、上告人は、これによって右工場の建設及び操業開始につき被上告人の協力を得られるものと信じ、工場敷地の確保・整備、機械設備の発注等を行ったものであって、右は被上告人においても予想し、期待するところであったといわなければならない。また、本件工場の建設が相当長期にわたる操業を予定して行われ、少なからぬ資金の投入を伴うものであることは、その性質上明らかである。このような状況のもとにおいて、被上告人の協力拒否により、本件工場の建設がこれに着手したばかりの段階で不可能となったのであるから、その結果として上告人に多額の積極的損害が生じたとすれば、右協力拒否がやむをえない客観的事情に基づくものであるか、又は右損害を解消せしめるようななんらかの措置が講じられるのでない限り、右協力拒否は上告人に対する加害行為たることを免れず、被上告人に対しこれと相当因果関係に立つ損害としての積極的損害の賠償を求める上告人の請求は正当として認容すべきものといわなければならない。

以上によれば、前記の理由によって、被上告人が前言をひるがえし本件工場建設に対する協力を拒否したことの違法を原因とする本訴請求を排斥した原判決は法令の解釈適用を誤ったものというべく、右違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、その余の論旨について判断するまでもなく、原判決中右請求に関する部分は破棄を免れない。右請求については、被上告人の本件工場建設に対する協力拒否がやむをえない事情に基づくものであるかどうか、右協力拒否と本件工場の建設ないし操業の不能との因果関係の有無、上告人に生じた損害の程度等の点につき更に審理を尽くす必要があると認められるので、本件のうち右請求に関する部分を原審に差し戻すこととする。」

Ⅱ 刑事訴訟法 (60 点)

問題

以下の【事案】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事案】

暴力団A組組員の甲については、覚せい剤を密売しているとの噂があり、N警察署の警察官Pが約1年前から捜査を続けていたが、甲の取引態様は巧妙で、なかなか有力な証拠を得られない状態が続いていた。そこで、Pは、元覚せい剤使用者で、現在は改心し、様々な形で警察に協力してくれている乙に対し、「甲と接触し、覚せい剤の取引を持ちかけて欲しい。取引の日時場所が決まったら教えてもらって、その現場を押さえない。」と協力を依頼したところ、乙は、これを了承した。数日後、乙から、「甲に少し多めの量を頼んだら、あっさりと了解してくれた。明後日7月10日午後2時に、Bホテル1階の喫茶店で現金と引き替えにブツをもらうことになっている。」との連絡があった。

そこで、Pは他の警察官とともに、7月10日午後2時ころ、Bホテルに赴き、覚せい剤を持って現れた甲を、覚せい剤取締法違反の罪で現行犯逮捕した。

【設問】

Pらが行った捜査手法の適法性について論じなさい。なお、Bホテルにおける覚せい剤所持の確認手続自体は、適法に行われたものとして解答すること。

以上

平成 26 年度琉球大学法科大学院
A 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子

6

刑法 [全 540 点中 100 点]

平成 25 年 9 月 1 日 (日曜日)
11 時 00 分 ~ 12 時 00 分 (60 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部のほかに、解答用紙 5 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名のうち、「刑法」の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので、手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題（100点）

次の【事例】につき、【設問】に答えなさい。

【事例】

沖縄県宜野湾市に住む甲は、A女と交際をしているが、A女には1歳半になる子どもBがいた。甲は仕事をリストラされ、A女の家に移り込むような形で同居を始めた。日中はA女が働きに出るため、甲がBの面倒を見たり、家事をするという約束で、甲は働かずに家にいるという生活を送ることにした。生活はさほど苦しくはなかったが、A女からは節約を心がけるよう言い渡されていた。

甲は、家事は一応こなすことができるが、元来、子どもが嫌いで、Bの泣き声にイライラすることも多かった。そこで、A女がでかけると、Bを西向きの3畳半の和室に入れ、ドアを閉め、自分は別の部屋で家事をしたり、テレビを見たりして過ごし、昼と、A女が帰宅する前の夕方2回だけ、和室に行き、おむつを替え、食べ物を与えていた。家事をする際には、ヘッドフォンをして音楽などを聞き、和室の音は聞かないようにしていた。

2013年6月の宜野湾市では、例年にない暑さが続いていた。3人の住む家は、マンションで、Bのいる和室は午後3時頃までは、直接陽はあたらないものの、室内は35度くらいになるため、甲はいつも冷房を入れて、Bを和室に置いていた。6月30日の午前9時頃、甲はいつものようにBを和室に入れたが、その際、冷房をつけることを忘れてしまった。午後1時半になり、見ているテレビが一段落したので、甲はBに食事を与えようと和室に入ると、冷房がついていないため、室内は35度くらいになっており、Bはぐったりしていた。飲み物は飲んだが、食事はとらなかった。甲は、このままではBが熱中症などで大変なことになってしまうかもしれないと思ったが、電気代も節約できるし、まあ大丈夫だろうと思い、そのまま冷房をつけずに漫然とBを放置した。午後5時になり、甲がBに食事を与えようと和室に入ると、Bは既に死亡していた。甲は慌てて救急車を呼んだが、病院で改めて死亡が確認された。死因は熱中症であった。

後の鑑定では、午後1時半の時点でBを病院に連れて行けば、まだ症状は軽く、他に既往症もないため、確実にBは助かったとのことであった。死亡時刻は午後3時半から4時半頃であった。病院は家から車で5分程度で、甲は運転免許を持っており、家には甲の軽自動車もあった。

【設問】

甲の罪責について述べなさい。

以上